



地域ふれあいサロン 手引き

ふれあいサロンって？

地域住民が、公民館や集会所等の歩いて行ける範囲の身近な場所に集まり、おしゃべりやレクリエーション等を楽しむ場であり、地域のつながりを深めることを目的とした活動です。

定期的に顔を合わせることで、参加者の「生きがい・健康づくり」「地域のつながりづくり」「孤立・閉じこもりの解消・防止」「悩み・不安の軽減・解消」「見守り合いの関係づくり」等の効果が期待されています。

第3次白山市地域福祉計画・第3次白山市地域福祉活動計画



白山市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「ふくちゃん」

運営について



〈参加者〉

各サロンで定める地域に居住する方を対象とする。
地域の実情により、1サロンあたり原則5名以上の参加とする。

〈活動場所〉

地域の公民館、集会所等の公共施設の他、地域住民が集える身近な場所を使用する。

〈活動内容〉

時間：概ね1時間以上

内容：特に決まりはなく、各サロンにおいて企画・決定し、実施する。

例) 健康づくり・介護予防：体操等の軽運動、出前講座 など

趣味や創作活動：絵手紙教室、手芸教室 など

催し物：マジックショー、演奏会 など

その他：茶話会、三世代交流 など

開催頻度：年4回以上を基本として、毎月の開催を目標とする。

助成等について

〈交付〉

1回の開催につき5,000円を助成。年額60,000円を上限とする。



〈立上げ準備費〉

サロンを立ち上げる際に最低限必要と考えられる備品の購入に対し、30,000円を上限に助成する。また、サロン設立後1年以内であれば、いつでも申請可能。

☆購入例：座椅子、ポット、ヨガマット 等

〈保険加入〉

「ふれあいサロン行事傷害補償（Aプラン）」に加入。保険料（1人13円）は本会が負担する。保険の詳細に関しては、次ページ参照。

〈備品貸出〉

コーヒーマーカー、車いす、スロープ、ポータブルマイク、プロジェクター、スクリーン、スマイルシャッフルボード、体操用ボール 等

〈その他〉

年1回、市内で活動しているサロンのお世話役の方や地区社協の方との交流・情報交換・勉強の機会として、『サロン連絡会』を開催しています。

また、サロンの立上げや運営等について、随時ご相談を受付けています。白山市社協（☎ 076-276-3151）までお気軽にご連絡ください。

助成対象経費



項 目	内 容
謝 礼 金	講師、出演者等に支払う謝礼
賃 借 料	会場使用料、車輛借上げ料 等
消 耗 品 費	事務用品等の消耗品に係る経費 ※景品・プレゼント等の物品購入についてもこの項目に該当する。
食 糧 費	お茶、お菓子 ※会食に係る経費・アルコール類は 助成対象外 。 会食については、自主財源（参加者負担金・地区社協や町会からの助成金等）からであれば支出可能 🍵
通 信 運 搬 費	切手代、ハガキ代 等
印 刷 製 本 費	資料・案内チラシ等に係る印刷代、コピー代 等
材 料 費	企画実施（手芸・工作・調理等）に係る材料費
備 品 購 入 費	運営において必要な備品の購入
そ の 他	上記以外に係る経費で、サロン運営に必要と認めたもの

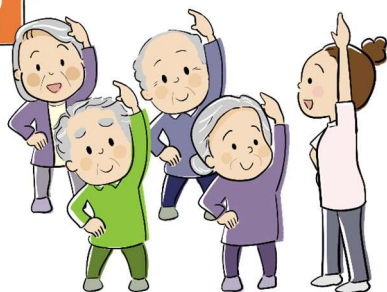
☆訪問型の場合…

対象経費＝印刷製本費

…介護予防等に関するパンフレットや
チラシ等の作成費

対象外＝訪問の際に持参する物品に係る経費

- ・手土産（お菓子やお花等）に係る食糧費や消耗品費
- ・手づくりの品に係る材料費
- ・その他介護予防に資するもの以外の物品に係る経費 等



開設・実施状況

今年度、白山市内には **115カ所**で実施されています。
(令和5年12月時点)

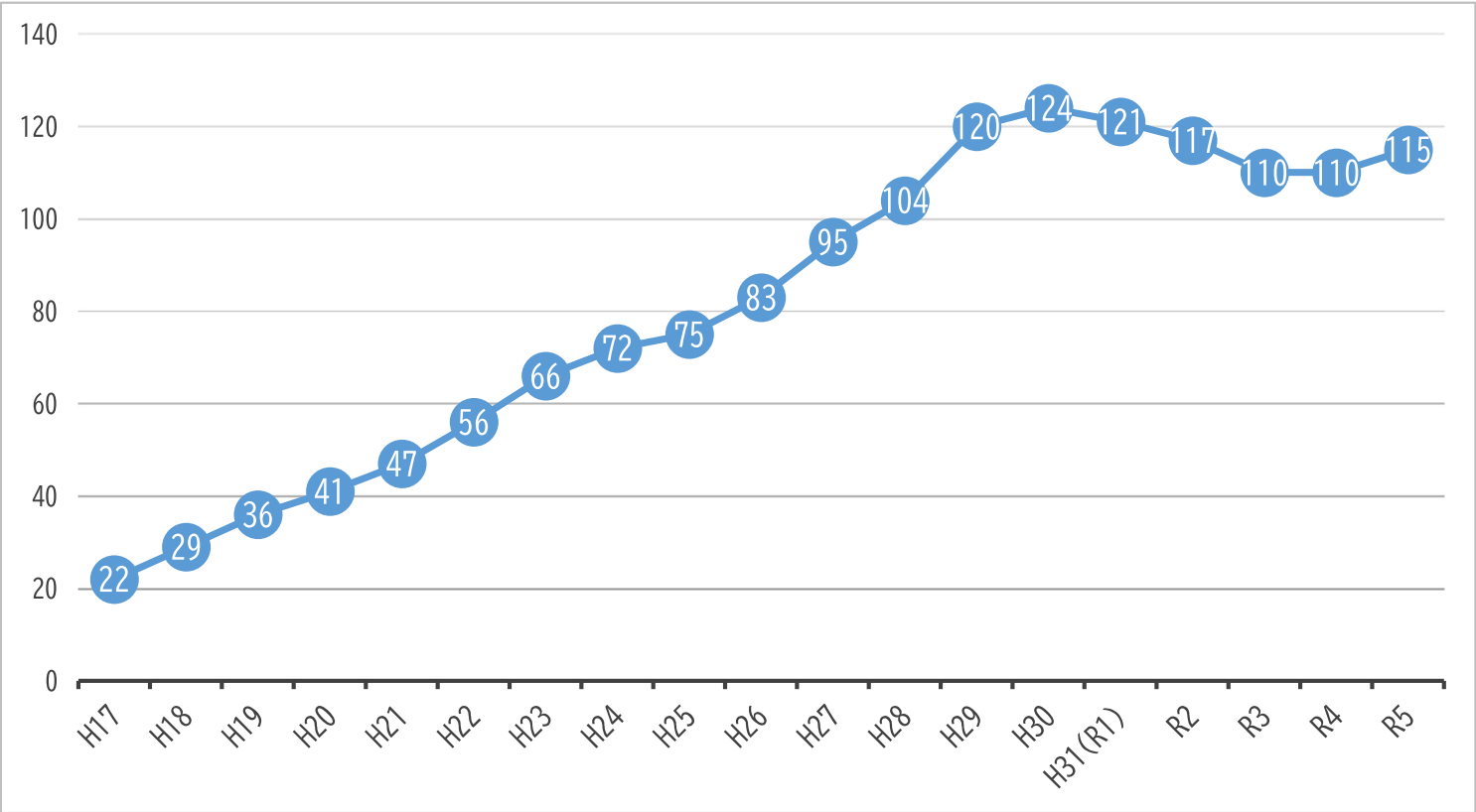
地 域	サロン数	助成申請数
松 任	74	70
美 川	9	9
鶴 来	19	16
河 内	4	4
吉野谷	4	4
鳥 越	8	8
尾 口	2	2
白 峰	2	2
合 計	122	115



年 度	サロン数
H30	124
R 1	121
R 2	117
R 3	116
R 4	118

★設置 122カ所、うち休止 7カ所

活動しているサロン数の推移



サロン活動のポイント

<その1 みんなが主役☆>

サロンは、同じ地域に住む人同士が出会い、交流し、つながっていく「**みんなの居場所**」です。お世話係・参加者という関係ではなく、みんなが主役です。全員が役割を持ち、相互に助け合いながら、地域みんなでサロンを作り上げましょう。

<その2 長く続ける・無理をしない！>

「次は何をしよう…」「負担がかかってしんどい…」等という悩みが聞かれます。実施回数や内容・分担等についてみんなで相談し、無理なく続けられる形を見つけていきましょう。

細く長く続けることが、**地域に根付いた居場所づくり**につながっていきます。

<その3 自由な集いの場☺>

サロンは出入り自由であることが大切です。「**行きたいときに行ける場所**」が、参加しやすい集いの場となっていくます。

また、チラシ等を配布・回覧して、地域の方々に広く周知することも大切です。誰もが集えるサロンづくりを目指しましょう。

地域の実情に合わせた方法でよりよいサロンづくりを進めていきましょう(^^)

＊活動例＊

☆健康づくり・介護予防

足腰ぴんぴん体操等の軽運動、県や市・市社協の出前講座 など

☆趣味や創作活動

絵手紙教室、習字教室、手芸教室 など

☆催し物

ギターやオカリナ・大正琴等の楽器演奏会、歌や踊り・マジックショー など

☆その他

茶話会、コミュニティカフェ、子どもたちとの世代間交流 など



ふれあいサロン傷害補償(保険)について

〈加入保険〉

年度当初に提出された事業計画書に基づいて、『ふれあいサロン行事傷害補償 Aプラン』に加入します。補償内容等は下記のとおりです。

保険料は市社会福祉協議会で負担します。なお、サロンの開催場所に変更がある場合は、別添変更用紙(様式 I -5)にてお知らせください。

ふれあいサロン行事傷害補償

補償内容			Aプラン
保険金額	死亡保険金		210万円
	後遺障害保険金		210万円 (限度額)
	入院保険金日額		2,800円
	手術保険金	入院中の手術	28,000円
		外来の手術	14,000円
	通院保険金日額		1,600円
保険料 (1名/1日あたり)			13円

※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒保障特約、熱中症危険保障特約を含む。

〈保険金支払い例〉

- ◆サロンに参加するため家を出て歩いて会場に向かっている途中、段差につまずき転んでケガをし、通院した。
- ◆サロン活動中、参加者が階段から落ちて骨折し、入院した。
- ◆サロンの野外活動中に熱中症となり病院に搬送され、入院した。
- ◆サロンで調理体験をし、食事会をした後、参加者が食中毒になり通院した。
など

〈その他〉

- ☆保険金請求時に参加者名簿（氏名・住所・電話番号）が必要となります。
年度途中で新規参加があった場合は、必ず上記の情報を記入し、市社会福祉協議会までご提出ください。
- ☆宿泊を伴う行事には対応していません。別途**ボランティア行事用保険**がありますが、**任意加入**となりますので、各サロンでの**実費負担**となります。詳細については、ボランティアセンター（TEL 076-276-3729）へお問い合わせください。

申請の流れ 〈新規サロン〉

①市社会福祉協議会に相談

開催場所、頻度、時間、内容、運営資金、年間収支計画、世話係や参加者の把握、町内会との調整等、運営方法について検討します。

②助成金交付申請書を記入

申請書様式は市社会福祉協議会のホームページに掲載しています。ダウンロードができない場合は、お問い合わせください。

③申請書を地区社会福祉協議会へ提出

④交付決定

⑤-1 請求書を市社会福祉協議会へ提出

交付決定通知とあわせて送付される専用請求書を記入し、市社会福祉協議会へ提出してください。

⑤-2 開設準備

チラシ等を作成する。回覧、配布、声かけ等をして、地域の方々へ周知します。

⑥助成金の交付

⑦サロン開設、実施

(年度末)

⑧地区社会福祉協議会へ実施報告書・収支報告書を提出

余剰金が発生した場合は、年度末に清算となります。提出書類等については別途市社会福祉協議会までご相談ください。

申請の流れ 〈継続サロン〉

①助成金交付申請書・実施計画書・収支計画書を地区社会福祉協議会へ提出（4月）



※地区社会福祉協議より請求書を市社会福祉協議会へ提出
地区内で開設されているサロンの助成金を一括して地区社会福祉協議会あてに送金します。



②助成金の交付（5月下旬頃）



③サロン実施



（年度末）

⑧地区社会福祉協議会へ実施報告書・収支報告書を提出

余剰金が発生した場合は、年度末に清算となります。提出書類等については別途市社会福祉協議会までご相談ください。

助成金について

☆助成金の余剰分は、次年度への繰越し不可

助成金は年度内にすべて使い切りです。

参加者負担金（参加費）、町内会や地区社会福祉協議会からの助成金等、各サロンの「自主財源」にあたる経費の余剰分については、繰越可能です。町内会からの助成がある場合は、お礼も兼ねて、実施報告や収支報告をおすすめします。

☆食糧費 A・B の区別

A：お茶やお菓子等、サロン活動の中で必要な飲食代を指します。

こちらは助成金対象です。

B：会食に係る経費を指します。こちらは**助成金対象外**です。参加者負担金や町内会・地区社会福祉協議会からの助成金の中から捻出してください。

★その他、助成対象外の項目については、2ページをご参照ください。





地域ふれあいサロンQ&A



〈提出書類について〉

Q1. なぜ複数の書類提出が必要なのか。

A1. 市の助成金や住民の活動協力金等、限られた財源を充てているため、適正な運営を行うという観点から、前年度の事業報告・収支報告および次年度の事業計画・収支計画の提出をお願いしています。

Q2. これまで市社協以外からの助成金も含めて収支報告をしていた。同一会計の場合、どのように報告したら良いか。

A2. 従来通りの報告で構いません。市社協からの助成金を使い切っていることが確認できれば問題ありませんので、収支報告書に帳簿等の資料を添付するようお願いします。

〈助成金の返金について〉

＊助成金の精算については、申請回数を実施していれば、返金の必要はありません。ただし、申請回数を満たしていない場合は、1回につき5,000円の返金をお願いします。

Q3. 市社協以外からも助成を受けている。余剰があった場合は、返金が必要なのか。

A3. 市社協からの助成金については年度内に使い切りとなり、余剰分は返金となりますが、その他団体からの助成金については、自主財源にあたるので、団体同士の取り決めにお任せしています。よって、次年度への繰越しも可能です。参加者負担金についても同様です。

Q4. 天災や感染症の蔓延等、やむを得なく開催中止となった場合も返金しなければならないのか。

A4. 市や市民からの貴重な財源で運営しているため、開催できなかった回数分は、必ず返金をお願いします。

Q5. 年4回開催を予定して申請しているが、3回しか実施できなかった場合、全額返金しなければならないのか。

A5. 毎月の開催を目標として、年4回以上の実施を基本としているので、全額返金となります。しかし、昨今は感染症の蔓延状況を考慮し、1回分（5,000円）の返金としていました。その時々状況に応じて、対応させていただきますので、市社協までご相談ください。

〈活動費等について〉

Q6. 当サロンの新旧世話人で引継ぎを行った際に、参加費を100円とらなければいけないと聞いた。参加費徴収は必ずするものなのか。

A6. 参加費を徴収して開催するようという決まりはありませんが、助成金適用外の経費に対して、参加費もしくは自己負担が発生する場合があります。弁当等の会食費などの会食費他、助成対象外の経費に関しては参加者の実費負担が必要かと思います。

Q7. 助成金は、参加者が使用するものではなく、地区内に植える花代にしようしてもいいか。

A7. 花の購入費用等は助成の対象にはなりません。例えば、サロン活動の中で、花苗の世話やプランターづくり等を行ったうえで、地区内に飾ることは差し支えありません。



地域ふれあいサロンQ&A



～特別編～

〈講師謝礼金に係る所得税の納税義務について〉 ※以下、税務署に確認した内容

Q8. 各福祉団体が謝礼金の所得税に係る源泉徴収義務者にあたるのか。

A8. 該当する場合がほとんどであるため、所得税の源泉徴収を行ってください。

各組織が「人格のない社団」に該当すると思われます。

その主な要素として…

1. 規約がある
2. 会長や会計等、代表者または管理人が決まっている
3. 構成員が交代しても会として存続できる

が、挙げられます。

各福祉団体は、これらの要素を備えていると判断されますので、団体が納税義務者となります。該当されるサロンは、直接税務署にお問い合わせください。

Q9. どのような場合、所得税の源泉徴収を行わなければならないのか。

A9. 個人に支払う場合です。

相手が、芸能事務所やコンサルタント会社等の場合は、全額を会社に支払えばよいのですが、相手が会社か否かは、謝礼金の振込先や請求書で判断します。あきらかに会社だと判断できない場合は、個人として処理してください。

Q10. 各団体が源泉所得税を納めるための手続きはどのようにすれば良いか。

A10. 給与支払事務所等の開設をしてください。

①給与支払事務所等の開設する。

(「給与の支払いは行わない」と摘要欄に記載)

②謝礼金を支払う際に、所得税を源泉徴収(天引き)する。

③天引きした所得税を金融機関に納める。

※事務所設立届出を行わずに源泉徴収はできません。必ず開設手続きをしてください。

上記3点についてのお問い合わせは、直接税務署にてご確認をお願いします。

【お問い合わせ】

白山市社会福祉協議会

地域福祉課地域支援係 まで

〒924-0865

白山市倉光八丁目16-1

TEL 076-276-3151

